

建学発2014-第0015号

2014年3月14日

一般社団法人 日本経済団体連合会

会長 米倉 弘昌 殿

一般社団法人 日本建築学会

全国建築系大学教育連絡協議会

会長 吉野 博

就職活動時期に関する日本経済団体連合会指針に対する意見と  
建築系教育界からの要望

日本建築学会ならびに全国建築系大学教育連絡協議会として、かねてより大学生および大学院生の就職活動時期が異常に早期化し、かつ学生によっては極めて長期化している近年の実情に対し、本来の学修、研究活動に深刻な支障をきたすものとして、重大な憂慮の念を抱いてきました。

早期化する就職活動の中で、学生が本来の志向とは異なる企業への就職を決めてしまい、その結果として入社後極めて短期間で離職する者が頻出するなど、学生、企業、教育機関の、いずれにとっても不利益を生ずるなどの問題も沸き起こっています。また、現状の就職活動時期は、4年生（修士課程2年）の卒業（修士）論文・卒業（修士）制作などで学業をまとめる重要な時期と重なっており、後輩たちがその姿を見て学ぶことが教育上極めて有効であるにもかかわらず、それが困難な状況にあります。また、就職活動を早期に開始したにもかかわらず、思うように内定の決まらない学生は、翌年の夏以降まで極めて長期にわたる就職活動を余儀なくされています。さらに留学等によりその期間に日本を不在にする学生が、事実上就職活動ができないなど、さまざまな問題がわき起こっています。

それらに対し、就職活動の開始時期を学業に支障のない適正な時期に遅らせ、かつ活動期間を短縮したいという意見が、全国建築系大学教育連絡協議会で大半を占めています。学生には、学業に安心して専念してもらおう仕組みづくりが重要と考えています。

そうした中、昨年4月の安倍晋三首相の就職活動時期の繰り下げの要望を受けて、日本経済団体連合会が従来の倫理憲章の内容を改め、現在「大学3年生（修士課程1年生）の12月」としている会社説明などの就職活動の解禁時期を「3年生（同）の3月」に遅らせ、面接や筆

記試験など選考試験の開始時期を「4年生（修士課程2年生）の4月」から「同8月」に繰り下げの方針を掲げたことについて、大いに賛同と敬意を持って受けて止めてきました。

しかし、2013年9月9日に公表された、就職活動時期の繰り下げを柱とした日本経済団体連合会の新しいルール最終案によれば、繰り下げの方針そのものは維持されているものの、企業への拘束力に関しては「政府や、ほかの経済団体の動向を踏まえ、引き続き検討する」と先延ばしされて、違反企業への罰則など強い誘導が見送られた「指針」となっており、新ルールの実効性に深い懸念を覚えています。

今後、日本経済団体連合会がより企業への強制力の強い踏み込んだ形での「倫理憲章」の中で就職活動時期の適正化を図ることを期待すると同時に、この新ルールを広く全企業に呼びかけるに当たっては、他の経済団体を含めて指針の理念が徹底され、広く社会に定着して学生の適正な学修と就職を促せるよう、政府や関連団体ならびに企業の強い連携を切望します。2013年8月末、日本建築学会の大会にて開催されました全国建築系大学教育連絡協議会（全国建築系大学・大学院・高専・専門学校等196校所属）総会で議論してまとめた就職時期に関する教育界からの要望を提出いたします。なにとぞ、趣旨をご理解いただき、ご協力いただけますようお願いいたします。

## 記

就職活動時期・採用時期に関する要望：

### 1. 企業説明会時期について：

大学3年生（修士課程1年生）3月1日以降とする。また、第1次採用期間を大学4年生（修士課程2年生）4月末日までに一旦終了、第2次採用は留学からの帰国学生などを含めて、主として大学4年生（修士課程2年生）の夏期休業期間内に行い、後期の学業開始前の8月末日までを目途に終了していただきたい。

### 2. 学期中のOB訪問、企業説明会、面接、採用試験等の実施日について：

学業に支障のない曜日、時間帯などに行っていただきたい。

以上